

泉南市教育委員会令和元年第 10 回定例会会議録

(1) 日時・場所

令和元年 10 月 29 日 (火)

午後 3 時 00 分 開会 午後 4 時 20 分 閉会

泉南市役所 大会議室において

(2) 教育委員会出席者

古川 聖登	教育長
片木 哲男	教育委員会委員 (教育長職務代理者)
藪内 進	教育委員会委員
柳澤 泰志	教育委員会委員
太田 淳子	教育委員会委員

(3) 事務局出席者の職氏名

岡田 直樹	教育部長
稲垣 豊司	教育部参与
桐岡 秀明	教育総務課長
岩崎 誠	学務課長
新納 孝啓	指導課長
西本 隆志	生涯学習課長
岡坂 吾一	文化振興課長
岩橋 正記	生涯学習課参事

(4) 休憩・遅刻等について

(5) 会議録署名者の氏名

古川 聖登
片木 哲男

泉南市教育委員会 令和元年第 10 回定例会 議事日程

令和元年 10 月 29 日 (火) 午後 3 時 00 分 開会

泉南市役所 大会議室

日程番号	議案等の番号	件 名
日程第 1		開 会
日程第 2		会議録の承認
日程第 3	報告第 1 号	会議録署名者の指名
日程第 4	報告第 2 号	教育長報告
日程第 5	報告第 2 号	事務局報告
日程第 6	報告第 2 号	(1) 泉南市教育大綱 (案) について
日程第 7	報告第 2 号	(2) 泉南市留守家庭児童会実施要綱の一部改正について
日程第 8	報告第 2 号	(3) 泉南市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について
日程第 9	報告第 2 号	(4) 英語検定の市内準会場実施について
日程第 10	議案第 1 号	泉南市公民館運営審議会委員の委嘱について
日程第 11	議案第 2 号	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 3 号	泉南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
日程第 13	議案第 4 号	令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算に係る要求 (案) (教育委員会所管分) について
日程第 14	議案第 5 号	令和 2 年度からの JET プログラム事業導入について
日程第 15	議案第 6 号	泉南市小中学校スマートフォン等取り扱いガイドラインについて
		その他

午後 3 時 00 分開会

○古川教育長 ただいまから、泉南市教育委員会令和元年第 10 回定例会を開催します。出席者が過半数であり、定足数に達しておりますので、会議は適法に成立しております。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録の承認についてお諮りします。令和元年第 1 回臨時会会議録、令和元年第 9 回定例会会議録は、既に案として委員の皆様へ配付しており、確認いただいておりますので、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

全員異議なしと認めます。

よって、両会議録を承認することに決定いたしました。

日程第 2、会議録署名者の指名を行います。本日の会議録署名者は、教育委員会会議規則第 12 条第 2 項により、教育長のほかに教育長において片木委員を指名いたします。

次に日程第 3、報告第 1 号、教育長報告を議題といたします。

初めに、台風 19 号を始めとした自然災害で被災された方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。

本日は、本定例会に先立ちまして信達小学校に学校訪問をさせていただきました。子どもたちが伸び伸びと育っている様子を拝見し、こちらにも更に意欲が湧いてきました。今後も機会をつくって学校園の意見を直接訪問して伺い、教育環境の改善に生かしてまいりたいと存じます。また機会があれば、市長、副市長、その他普段なかなか学校に行けない方々にも来ていただければと思っております。

さて、今月も「教育長だより」をつくらせていただきました。幼児教育の重要性、そしてスマートフォン等のガイドラインに

ついて教職員にも情報提供しております。

10 月 24 日には、泉南市議会の厚生文教常任委員協議会を開催していただき、4 点にわたり報告をさせていただきました。1 点目は令和 2 年度からの JET プログラム事業導入について、2 点目は泉南市小中学校スマートフォン等取扱いガイドラインについて、3 点目は夏休みの子どもの居場所づくり事業報告、4 点目は泉南中学校の改築工事の進捗でございます。本日の議会定例会において、JET プログラムと泉南市小中学校スマートフォン等取扱いガイドラインについては、御審議の上、正式に私どもの決定としていただき、速やかにマスコミ等にも情報提供させていただきたいと存じます。

また、10 月 6 日の日曜日ですけれども、泉南市として、初めて英語検定を実施しました。後に詳しく御報告する予定ですが、来年度から始まる JET プログラムを活用した外国語教育とも相まって、泉南市の国際化教育の大きな前進となりました。

最後に、市役所職員の横領事件がございまして報道されているところでございますが、市議会の全員協議会が 9 月 25 日に開催されました。この件につきましては、泉南市のホームページの「市長の部屋」の中に、市長のメッセージとして概要が書かれています。教育委員会の事業においても現金をお預かりすることがありますので、今後さらに気を引き締めて業務を行ってまいります。このような暗いニュースがあるからこそ、教育委員会として市民や子どもたちを元気にする各種事業を組んでいき、順次発表していきたいと考えます。そして泉南市の将来に大きく希望をもっていただけるように頑張りたいと思っております。

私からは以上です。

ただいまの報告に対し、御質問・御意見

等はございませんでしょうか。

よろしいですか。

ないようですので、以上で本報告を終了いたします。

次に、日程第4、報告第2号、事務局報告を議題といたします。桐岡教育総務課長から、泉南市教育大綱（案）について、報告をお願いします。

桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 報告第2号、泉南市教育大綱（案）について説明させていただきます。

泉南市教育大綱につきましては、4月、6月、7月に計3回開催した総合教育会議において一定の案を取りまとめる形となりました。特に7月の第3回の会議では、大まかな方向性とある程度の文言の確定を行いましたけれども、会議後に細かな語句の訂正につきましては事務局で行いましたので、今回説明させていただきます。それでは、お手元の泉南市教育大綱（案）の3ページをご覧ください。こちらには大綱の位置づけのイメージを載せておられますけれども、その右上の吹き出しの部分に市の総合計画の教育に関するまちづくりの方向というものが抜粋されておりますけれども、そのうちの第2章、「みんなが健やかで、みんなが助け合うまち」というところがありますけれども、以前の会議の中では、「みんなが健やかで」の後に続く文章の「みんなが」が抜けておりましたので、市の総合計画の章題のとおりとするため追記したものでございます。

2点目につきましては、6ページ、基本方針2、「小・中学校の教育力の充実」というところがございますけれども、「④国際化教育の推進」の部分におきまして、2行目、「ふるさとの文化や多文化への理解を深めるとともに」、というところにアンダーライ

ンを引いておりますけれども、ここは第3回の会議のときに、故郷を愛する心や地元をよく知ることの重要性について、文言を検討してほしいという御意見をいただきましたので、ここに「ふるさとの文化や」という文言を追記しております。

次に「⑤食育の推進」の一行目、「食習慣を身につけ」のところですが、「つけ」が漢字になっておったものを平仮名に修正しております。

次に「⑥小中一貫教育による学習の充実」の「小・中学校間の円滑な接続を行うとともに」とアンダーラインを引いておりますけれども、この部分には、「行うとともに」を追記しております。その後、「基礎学力の向上、国際化教育などについて」云々と続いておりますけれども、修正前は「国際化教育など」となっていたんですけれども、今回「基礎学力の向上」という部分を追記させていただきます。

最後に、9ページをごらんください。「基本方針5」、「生涯学習の推進」の部分ですが、ここの最後の「⑤子どもの居場所づくりの推進」の部分の一行目、「子どもの「居場所」は、「生きる」、「守られる」、「育つ」、「参加する」ための」となっておりますけれども、それぞれ句読点を追記しております。

以上が修正、追記の部分の概要になります。今後、泉南市教育大綱につきましては、今回定例会で報告させていただいた後、市長部局で決裁の後、12月市議会で報告をさせていただきます予定となっております。

泉南市教育大綱に連動する泉南市教育振興基本計画につきましては3月の策定に向けて現在作業を行っております、改訂される新しい泉南市教育大綱の柱に沿うように項目を精査しているところでございます。それが終わりましたら、今後各項目の内容へ入っていく予定を考えております。

泉南市教育大綱（案）につきましては以上でございます。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ないようですので、次に西本生涯学習課長から、泉南市留守家庭児童会実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。

西本生涯学習課長。

○西本生涯学習課長 私から事務局報告（2）泉南市留守家庭児童会実施要綱の一部改正について御報告申し上げます。

令和2年度の入会に向け、11月から入会案内の配布を行うこととなっておりますが、本事業を進めていくに当たり、新たに要綱の一部を改正する必要が生じたので御報告させていただくものです。資料7ページ以降の新旧対照表をごらんください。

今回の改正の主な趣旨としましては、9ページにあります様式1、入会児童の現況における健康状態等についてでございます。これでは、左側の表の上の部分にありますように、健康状態において障害の有無をお聞きしていますが、留守家庭児童会の運営を行っていく中で子どもたちがほかに利用している施設等との連携の必要性も生じていることから、それら施設とも円滑に連携できるように、右側のとおり支援学級、放課後等デイサービス並びに保育所等訪問支援事業の利用状況の有無の項目を新たに盛り込み、特別な配慮が必要なお子様に対する支援強化を行っていきたくと考えております。

7ページ目に戻っていただきたいのですが、7ページ、8ページにおきましては内容的には特に変わっておりません。文言等につきまして今回整理をさせていただき、変更させていただいております。

以上、甚だ簡単ではございますが、報告

とさせていただきます。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ないようでしたら、次に岩崎学務課長から、泉南市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の制定について、報告をお願いします。

岩崎学務課長。

○岩崎学務課長 私から報告第2号、事務局報告（3）、泉南市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱を御報告させていただきます。

去る9月市議会におきまして、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う関係条例の整備等に関する条例が制定されました。併せて平成31年度大阪府泉南市一般会計補正予算において、これらの補足給付補助金等の予算も認められました。

そこで、制度未移行の私立幼稚園3園、砂川第二幼稚園、安松幼稚園、さつき台幼稚園に通っておられる、泉南市にお住まいのお子様につきまして、副食費、いわゆる御飯、パン等ではなく、おかずの給食費の補助に係る支払いに関する交付要綱として設けさせていただいたところでございます。

内容につきましては、第1条、目的、第2条は、用語の定義でございます。第3条に補助対象者として、今申しました泉南市在住のお子様ということをも明記し、第4条には補助対象費用ということで、2行目に副食材料費相当額と規定させていただいております。補助限度額につきましては第5条、予算の範囲内において、月額4,500円を限度とするものでございます。補助対象期間といたしましては、第6条に規定しております。

2ページをめくっていただきまして、交付申請、交付決定、交付方法、また補助金

に関する調査、交付決定の取消し、また3ページにいきまして、補助金の返還ということで、これらにつきまして規定させていただいております。本要綱については、令和元年10月1日から施行するというものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、報告させていただきます。以上でございます。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ないようですので、新納指導課長から英語検定の市内準会場実施について報告をお願いします。

新納指導課長。

○新納指導課長 それでは私から事務局報告(4)、英語検定の市内準会場実施について報告いたします。

10月6日日曜日、午前10時から準2級と4級を、午後2時から3級と5級の試験を実施しました。場所は、泉南中学校を準会場としてお借りいたしました。市内の4中学校から申し込みをいただきまして、80人に受験いただきました。内訳は、準2級が8人、3級が27人、4級が25人、5級が20人でございます。この準会場での受験を申し込みいただきますと、1,000円安く受験いただけますので、交通の便といったこととあわせて、生徒、保護者にとってメリットがあると考えているところです。

申込みは、学校を通じて申し込んでいただいて、検定料を納めていただくという形で実施いたしました。今回、二学期スタートの当初に中学校の生徒にお知らせしたのですが、もう既に本会場のほうで申し込んでしまったというお問い合わせもいただきました。もう少し早い段階でお知らせする必要があったと考えているところです。夏季休暇に入る前に泉南中学校での準会場実

施ということをお案内しておけば、もう少し受験していただく生徒がふえてくるのかなというふうに考えております。

また先ほどもありましたように、国際化教育の流れの中で、この準会場での実施というのは続けていこうと考えております。来年度については小学生も含めて受験していただけるような体制で臨みたいと考えているところです。

最後に、合否通知が先週末に届いておまして、学校を通じて受験した生徒に、お返ししていただくように段取りを進めたところでございます。

以上です。

○古川教育長 ただいまの報告に対し、御質問・御意見等はございませんか。

藪内委員。

○藪内委員 この合否の結果なんですけれども、本人への通知だけではなく、学校でもわかるのですか。

○新納指導課長 申込み団体に、全体の結果が返ってくる形になっております。学校での英語の指導に生かすことができると思っていますので、合否の結果が分かるように各学校にお返しするようにしています。

○古川教育長 ほかにございませんか。

ないようですので、以上で本報告を終了いたします。

次に、日程第5、議案第1号、泉南市民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本議題の説明を岡坂文化振興課長からお願いします。

岡坂文化振興課長。

○岡坂文化振興課長 私から、議案第1号、

泉南市公民館運営審議会委員の委嘱について、御説明申し上げます。

公民館運営審議会委員は、泉南市立公民館条例第5条に基づき、定員25名中、現在15名で構成されております。この度、変更がございましたので御説明させていただきます。

1ページをごらんください。学識経験がある者として、上之山幸代様を今回新たに任命させていただきます。学校教育関係者として校園長会代表の右馬隆治様、家庭教育の向上に資する活動を行う者として民生委員児童委員の大家清美様、続いて、公募による市民として表まり子様、この3名は再任でございます。次に、社会教育関係者として信達公民館クラブ活動委員会の河崎公雄様を前任者の後任ということで今回新たに任命させていただきます。学識経験がある者として厚生文教常任委員会委員長河部優様を再任させていただきます。社会教育関係者として樽井公民館クラブ連絡協議会の新会長の坂本敏男様を前任者の後任ということで、今回新たに任命させていただきます。西信達公民館クラブ協議会の代表の白井千文様を再任させていただきます。

次のページをごらんください。社会教育関係者として婦人団体協議会の新会長の道場和子様を今回新たに委嘱させていただきます。社会教育関係者として新家公民館活動連絡会会長の檜山政宏様を再任させていただきます。学校教育関係者として校園長会代表の山口晃様を再任させていただきます。

以上、11名の方を泉南市公民館運営審議会委員として適任者と認め委嘱したいので、提案させていただくものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

ございませんでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第1号を採決いたします。

お諮りします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第2号、泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案の説明を西本生涯学習課長からお願いします。

西本生涯学習課長。

○西本生涯学習課長 議案第2号、泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本年第5回定例会において同条例の改正について御承認をいただいたところですが、今回新たに改正を行う必要が生じたため再度御承認を求めるものであります。

提案理由につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、附則第2条の職員の経過措置については、令和2年3月31日をもって終了することとなります。つきましては、本市関係条例において、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものであります。

8ページの新旧対照表をごらんください。

第10条の職員の規定について改正をしております。第3項は、途中からなんですけれども、「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了した

もの」と定められておりますが、今回の改正はこれに加え、「又は任用されるべき日の属する年度の翌年度の末日までに同項で規定する研修を修了することを予定しているもの」という文言を追加しております。これによりまして、今後も研修未受講者であっても、従来どおりみなし支援員として採用することが可能となります。なお、施行日は令和2年4月1日となります。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

これは、附則の第2条、職員に関する経過措置について、経過措置の適用が来年の3月までですので、本則の中に同じ内容を盛り込んだという形になっております。

御質問・御意見等はございませんでしょうか。

よろしいですか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号、泉南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

本議案の説明を岩崎学務課長からお願いします。

岩崎学務課長。

○岩崎学務課長 失礼いたします。議案第

3号、泉南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定につきまして、お諮りいたします。説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、大阪府教育庁より府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が改正され、本年10月18日から施行されたことに伴い、本市においても泉南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に所要の改正が必要となったため提案するものでございます。

2ページ目をお開きください。

第4条の2の後に次の1条を加えるということになります。新旧対照表が3ページにございますのでごらんください。

改正後といたしまして、障害のある職員についての特例、第4条の3、「第2条及び第4条の規定にかかわらず」とありますが、この第2条といたしますのが、勤務時間の割り振りについてでございます。第4条の規定、第4条と申しますのは、休憩時間についての規定でございます。これらの規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律、第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割り振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定めるというものでございます。

(1)、(2)については、ごらんのとおりでございます。

この規則は公布の日から施行し、改正後の泉南市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定は令和元年10月18日から適用することとしたいと考えております。

提案は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

では私から、改正内容につきまして、分かりやすい例示はございませんか。

岩崎学務課長。

○岩崎学務課長 昨日、府の教育委員会とヒアリングの中で質問させていただいたんですけれども、状況は個々に様々でございますので、例示というものは特になく、該当する職員から学校長に申し出があればその都度対応となるかと思えます。勤務時間の割り振りというのは、これまでは8時半から午後5時までの7時間45分勤務ということなんですけれども、それをその職員の方に応じた時間帯に設定することができるということでございますので、例えば通勤ラッシュ時間をずらすなどの要望があれば職員の希望も聞いていただく中で働きやすい環境を醸成していただきたいということで聞いております。

以上でございます。

○古川教育長 ありがとうございます。

ほかに質問・御意見等はございますか。

柳澤委員。

○柳澤委員 先ほどの件ですけれども、例えばスタートが午後9時半だったら終わりは遅くなるんでしょうか。それとも変わらず午後5時までなんですか。

○岩崎学務課長 勤務時間は7時間45分ということです。例えばある学校では午前8時20分スタート、午後4時50分までという形になっています。それを調整するとしても二、三十分程度のものになるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○古川教育長 ほかに、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第4号、令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算に係る要求(案)(教育委員会所管分)についてを議題といたします。

本議案の説明を桐岡教育総務課長からお願いします。

桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 議案第4号、令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算に係る要求(案)(教育委員会所管分)について説明させていただきます。

本議案につきましては、12月に開催されます第4回市議会の定例会へ提案する予定のものとなっております。

ページをおめくりいただきまして、2ページをごらんください。こちらには今回該当します課の総括表を載せております。

まず生涯学習課、歳入が0、歳出が86万6,000円。次に文化振興課、歳入が10万円、歳出が10万円、2課の合計として歳入が10万円、歳出が96万6,000円となっております。

その詳細につきましては、次の3ページをごらんください。こちらに、両課の詳細を記載しております。

まず、生涯学習課につきましては、歳出、教育費、保健体育費、ワールドマスターズゲームズ開催事業、負担金補助及び交付金

といたしまして、86万6,000円。その概要といたしましては、ワールドマスターズゲームズ関西2021の開催に向けての広報活動費として、泉南市実行委員会への負担金を新規計上するものでございます。補正理由といたしましては、ワールドマスターズゲームズ関西2021の機運醸成に向けて、PR活動を実施する必要があるためとなっております。

次に文化振興課におきましては、歳入として費目が寄附金、教育費寄附金、図書購入費寄附金として金額10万円を計上しております。概要といたしましては、「国際ソロプチミスト大阪一りんくう」から、女性問題に関する図書購入のための寄附金を受領するものでございます。補正の理由としては、11月9日付で、上記団体から寄附の予定があるため。内容としましては、発注・納品に時間を要し、3月補正では、年度内に図書購入ができず、団体の意向に沿えないため、今回の補正となっております。

それから歳出につきましては、教育費、社会教育費、図書館及びホール費、図書館運営事業、備品購入費として10万円を計上しております。

概要といたしましては、女性問題に関する図書の購入となっております。その理由といたしまして、「国際ソロプチミスト大阪一りんくう」から、図書購入寄附金を受領いたしまして、その団体の意向であります女性問題に関する図書を購入するためとなっております。

今回、補正を予定している案件につきましては、以上でございます。

○古川教育長 御質問・御意見をいただく前に、私から一点補足させていただきます。この最初の生涯学習課のワールドマスターズゲームズ開催事業の負担金につきましては、先ほど配付しました、泉南市議会だよ

りの5ページに詳しく記載されています。9月議会において、ワールドマスターズゲームズ開催事業の負担金として、一般会計予算100万円を計上しておりましたが、実行委員会未設置のため、それを抜いた形で補正予算の修正案が出されまして、それが可決された経緯がございます。12月までには実行委員会が立ち上がるという予定でよろしいですか。

○岩橋生涯学習課参事 11月中には実行委員会を立ち上げる予定となっております。

○古川教育長 実行委員会はまだ立ち上がっていない段階ですが、速やかに立ち上げて教育委員の皆様にもお示しした上で12月議会にかけるというお約束をした上で予算を御審議いただければと存じます。

改めまして、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

それでは私から、金額が100万円から86万6,000円に変わっていることについて、説明していただけますか。

○岩橋生涯学習課参事 今回の予算に当たっては、物品購入計画の上で、工夫することで経費圧縮した結果となっております。

以上になります。

○古川教育長 ほかに、御質問・御意見等はありませんか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第4号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第5号、令和2年

度からの JET プログラム事業導入についてを議題といたします。

本議案の説明を新納指導課長からお願いします。

新納指導課長。

○新納指導課長 それでは私から、議案第 5 号、令和 2 年度からの JET プログラム事業導入につきまして御説明いたします。

外国語教育の充実と国際交流の推進を図ることを目的とし、一般財団法人自治体国際化協会が運営する語学指導等を行う外国青年招致事業、JET プログラムを導入します。本市に招致する詳細等が明らかになってまいりましたので、今回提案させていただきます。

一枚めくっていただきまして、JET プログラムの概要です。JET プログラムは、語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略でございます。外国青年を招致し、地方自治体で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業です。

総務省・外務省・文部科学省が協力して、自治体国際化協会（CLAIR）が運営しております。令和元年現在で 33 年目を迎えておりまして、これまで 57 カ国から 5,700 名を超える外国青年が日本に來ているという事業になっております。

JET プログラムには、3 つの職種がございます。（ア）が ALT、外国語指導助手です。

（イ）が CIR、国際交流員です。（ウ）が SEA、スポーツ国際交流員です。

2 ページに詳細がございます。

ALT（外国語指導助手）につきましては、小・中学校の外国語授業や外国語活動で、生きた英語を話す指導助手として日本人教師の補助をしていただきます。また、イングリッシュ・キャンプの実施など、英語を始めとする外国文化に親しむ場を設けるこ

とで、ALT の母国についての学習や体験するというところで、多文化共生を体験してもらえると考えております。また、市域に住まう外国人の行政相談、外国人の子どもの教育の充実にも資するものだと考えております。

CIR（国際交流員）は、市の国際交流施策に携わっていただきまして、将来的には姉妹都市提携などにも向けた橋渡し役というところも担っていただけるものと考えております。また、公立だけでなく市内の全ての幼稚園、保育所、認定こども園にもネイティブ・スピーカーを派遣することで、全ての幼児が英語に親しめる環境を提供したいと考えています。それから、ワールドマスターズゲームズ関西 2021 のオープンウォータースイミング大会の開催に向けた、SNS などを用いた世界への情報発信も担っていただこうと考えております。また、インバウンド受入れに向けたネイティブ・スピーカーによる多言語翻訳や情報発信、そういった観光施策面での従事もしていただくと考えています。また、JET メンバーと市域に住まう外国人を交えた地域における国際交流活動を推進していただこうというところでございます。

SEA（スポーツ国際交流員）につきましては、一流の外国人スポーツ指導者で、クラブ活動等で子どもたちに指導補助することで、競技水準の向上と国際交流を併せて推進していきたいと考えているところでございます。

3 ページ右側、別表を見ていただきますと、配置人数の内訳を記載しています。ALT につきましては、合計 20 名、中学校、小学校に学級数に応じて人数を配置しております。西信達中学校は 1 名なんです、学級数が多いところに 2 名若しくは 3 名を配置しています。中学校では各クラス週 2 回程度は教室に入っただけだと、小学校で

は週1回程度入っていただけるという授業数を計算いたしまして、人数の配置をしているところになります。

また、着任時期ですが、外国の青年ですのでカレンダーが日本と異なりまして、9月始まりの国が多いです。4月から来日していただける外国青年は数が少数であるところから、中学校から任用を開始していきます。それから9月のほうが来日する外国青年が多いところから、小学校は9月任用になり、着任時期がずれるということになっております。

それから出身国ですが、英語圏の国から広く来ていただこうと考えています。

CIR（国際交流員）につきましては、4名を配置したいと考えています。まずは4月に教育委員会に3名、出身国としてはアメリカ、ペルー、中国といった多彩な出身国の方に来ていただけたらというふうに考えているところです。

それから9月にはもう1名、フィリピン出身の方にも来ていただきまして、この方は市長部局とも連携いたしまして、国際交流というところを中心に担っていただこうというふうに考えています。

SEA（スポーツ国際交流員）3名につきましては、9月の着任を考えています。サッカー、野球、水泳といった種目で1名ずつ来ていただこうと、水泳の方については、小学校の水泳授業を中心に入っていただけるのではないかと、サッカーや野球につきましては、中学校のクラブ活動やスポーツ少年団などでの助言等もしていただけるのではないかと考えています。そういったスポーツを通した国際交流というところを進めていただこうと考えています。

1ページ目に戻っていただきまして、JET運営の財源についてなんですけれども、JETの任用に要する経費につきましては、JETの受入れの数に応じて普通交付税措置され

ます。120万円プラスJET数×482万円となっています。今、泉南市で計画している27人規模ですと、1億3,000万円程度になってくるようなことになります。また、JETプログラムコーディネーターに係る経費につきましても、一部を特別交付税措置されるという形になってまいります。

3番目、JETの任用や報酬についてなんですけれども、まず一つ目、会計年度任用職員としての任用になります。これは全国的にも決まったものということになってまいります。

任期は1年、本人や任用団体が希望すれば最長5年まで同じ人を任用することが可能になります。任用時期は春と夏、4月と9月に大きく分かれます。

勤務時間等は週35時間勤務、これも固定されたものになります。超過勤務等はございません。休業日に出勤する場合は振替休日を取っていただく形で対応することになってまいります。

報酬につきましても、これは全国一律で決まったものになります。1年目は月額28万円、2年目は30万円、3年目、4年目、5年目と定められたものになっています。地域手当、期末手当等はございません。

2ページ（エ）の部分のJETの生活支援について、JETで来ていただく外国青年の方が4月に来日しますと、東京で中央研修を3日ほど受けていただきます。その後、すぐに泉南市に来られます。日本に来られてからすぐに泉南市で生活されるという形になりますので、生活支援が必要になってくるかと思えます。先進事例では、自治体が住宅をまとめて借り上げて、社宅という形で貸し出すという例もございます。泉南市においては、現在支援策について検討しているところでございます。

今後のスケジュールですが、12月議会におきまして、給与等の条例部分を提案させ

ていただくというところがございます。3月議会には予算案を提案させていただきます。4月着任は中学校のALT中心になりますので、1学期間は中学校のALTが、校区の小学校にも応援に行ってくださいというように形で、小学校についても1学期から少しずつALTの皆さんが外国語授業に入っていくことを進めていきたいと考えているところです。

一番後ろのページは、自治体国際化協会（CLAIR）が作成している資料です。JETプログラムの3つの職種を説明した資料になります。

それからもう一つホッチキス止めしている資料について、これは、JETプログラムを導入することで、外国語英語教育を充実させ、まちの活性化を図りますということ、広く公表させていただきたいと考え、プレス発表するために用意している資料になります。

以上になります。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

片木委員。

○片木委員 内容を見せていただいて驚くとともに非常にうれしい限りなんですけれども、皆さん御存知のように私は今まで何年もALTの増員を市長にも会うごとにお願ひしておりました。現在、1名からやっとな3名にさせていただいているわけなんですけれども、JETプログラムというものの自体、事務局の方も我々も全く知りませんでした。教育長が来られて初めてこういう制度の存在を知り非常に驚いているわけです。今まで増員できない理由として、財政が厳しいという説明を受けていたわけなんですけれども、これを見させていただきましたら、交付税が措置されるということで自前の資金はほ

とんど要らずに交付税で賄えるということ、本当にこれはありがたく、びっくりしております。こういう形でプレス発表されると、近隣市町でも希望するところがあるかもしれないませんが、近隣市町が同じようにこれを利用したいと言えれば同じようなことができるわけなんですか。

○古川教育長 はい、全く同じことができます。

○片木委員 そうですか。以前、箕面市の教育委員会の方とお話しする機会がありまして、箕面市では何十人かこういう形でALTが入っておりまして、そんな人数どこで頼んだのか、さすが箕面市だと思っておりました。財政的にも豊かだからかとも思いました。

教育長が来られてこういう情報が入ったんだと思うんですけども、プレス発表して、近隣市でも取り組むこととなれば、泉州全体がレベルアップすることにつながると思います。国際化ということでも空港が目の前にあるわけですから、泉州全体のレベルアップにつながるよう、泉南市が先鞭をつけていただいたということで非常にありがたいと思っております。これを泉州全体にぜひ広めていただきたいと思います。

○古川教育長 ありがとうございます。箕面市に関しましては、今年度74人のJETを任用しておられると聞いておりまして、私どもも早い時期から教育委員会の職員と箕面市を訪問し、色々教えていただきました。その際、快く情報提供いただきまして、資料なども御恵与いただきました。来年度からスムーズに導入し、先生方に喜んでいただけるよう準備を進めているところでございます。ありがとうございます。

ほかに、御質問・御意見等はございません

か。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。

全員異議なしと認めます。

よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第6号、泉南市小中学校スマートフォン等取扱いガイドラインについてを議題といたします。

本議案の説明を新納指導課長からお願いいたします。

新納指導課長。

○新納指導課長 私から、議案第6号、泉南市小中学校スマートフォン等取扱いガイドラインにつきまして、提案させていただきます。

提案理由といたしましては、大阪府教育庁におきまして、本年3月に小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインが策定されました。これまでは小中学校への携帯電話の持込みは原則禁止となっておりますが、これを防災・防犯のために、一部許可するというものですが、各市町において、ガイドラインを策定することとなっております。それに伴いまして、泉南市小中学校においてスマートフォン等の取扱いに係るガイドラインが必要となったために提案させていただくものです。

一枚おめくりいただきまして、泉南市小中学校スマートフォン等取扱いガイドライン（案）とさせていただきます。表紙には「せんくま」を入れさせていただきます。

大阪府のガイドラインの策定を受けまして、私どもでは、6月から7月にかけて小学校4年生から中学校3年生までの児

童・生徒を対象に、スマートフォン等に関するアンケートを実施いたしました。

アンケートの結果、非常にたくさん子どもたちがスマートフォンを持っていると、小学生では50%、中学生では80%を超える子どもたちがスマートフォンを持っているという実態が見えてまいりました。

また、8月の終わりに4中学校の生徒会代表の生徒に集まいただき、そのアンケートの結果を見せて意見も聞かせていただきました。生徒からは、とても便利でいいものなんだけれども、学校では必要ないという意見もございました。また、スマートフォンを持ってないことで、仲間外れにされたり、いじめにつながったりするような問題も、子どもたちの意見にございました。一方で、やはり防災・防犯のために非常に便利という意見も出てきたところです。そういった意見も踏まえて、泉南市としては、スマホ等は現時点では学校に必要なものであるという方向性でこのガイドラインを策定しているというところになります。

その冊子を見ていただきまして、1ページ目に目次がございます。1点目は「ガイドラインの心」というふうに掲げています。それから、2点目は「保護者のみなさまへ」、3点目は「児童・生徒のみなさんへ」、4点目は「小中学校関係者のみなさまへ」というようにページ構成をしております。

2ページの「ガイドラインの心」の部分を見ていただけたらと思います。その四角囲みのところが基本的な考え方のところを、このガイドラインの心ということでまとめています。1点目は、「保護者は、子どもがスマートフォン等を持つかどうか、またはどのように使うかを、子どもとよく話し合って決めてください。」としています。2点目は、「保護者と学校は協力して、子どもに自制心や社会のルールを守る強い心が育つ

ようにしましょう。」としています。3点目は、「学校生活では、スマートフォン等は必要ありません。ただし、登下校時の防災・防犯のために学校にスマートフォン等を持ってくるときは、同意確認書を提出し、その内容を守ってください。でも、原則として学校では使用できません。」としています。4点目は、「学校で授業中などにスマートフォン等を使用し、授業に参加しなかったり、妨害したりするときは、厳しく指導します。」としています。5点目は、「学校は、紛失や故障などの責任を負いません。」としており、基本的な考え方をこの5点に集約しているという形になっております。

ページをめくっていただきまして3ページ目、「保護者の皆様へ」という形で、児童の皆さんへとほぼ同じ内容になっておりますが、1点目はスマートフォン等を持つことについて、御家庭でフィルタリングを設定することや、使う時間についてルールをつくる等、子どもにスマートフォン等を持たせる時に守ってほしいことについてを記載しています。

2点目は、学校に持ってくるとき、学校への持込みについてというところで、約束事をしっかり守ってくださいという内容になっております。その約束事につきましては、ページをめくっていただきまして、7ページ目のところに同意確認書に記載しています。1点目は、「登下校中は、かばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では使いません。歩きスマホはしません。」としています。2点目は、「学校内では、電源を切ってかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は使いません。」としています。3点目は、「スマートフォン等の所持について、本同意確認書や学校のルール等が守れない場合には、学校が預かって保護者に返却したり、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限した

りする等の学校の指導に従います。」としています。4点目は、「災害時等の緊急時以外で、保護者から子どものスマートフォン等への連絡はしません。」としています。5点目は、「適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。」としています。6点目は、「使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。」7点目は、「フィルタリングや使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。」としています。8点目は、「インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。」としています。これは8ページ目に参考として相談窓口等を掲げさせていただいています。9点目は、「スマートフォン等の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とし、学校に責任を求めません。」と、この9項目を約束してくださいということで、児童・生徒と保護者に署名をいただく様式になっております。

保護者の皆さん、それから児童・生徒に向けて、それぞれ分かりやすいような言葉で表現しているというところになります。

それから5ページ、6ページには、小中学校関係者の皆様へということで、先生方向けの部分になります。1点目は、「スマートフォン等の取扱いに関する基本的な考え方」について、今申し上げているような約束事について確認をしています。2点目は、「緊急時の保護者との連携について」ということで、緊急時には保護者連絡等のところについては、対応方法については、学校としてマニュアル等を準備してくださいというところをお願いしています。また、3点目は、「適切な使用に関する指導」につい

て記載しています。4点目は、「生起したトラブル・いじめ等への対応」について、記載されている項目に留意して対応してくださいということ。5点目は、「教員の研修と児童生徒・保護者への情報提供について」として、先生方の研修、それから児童生徒・保護者に対しての情報提供について、やはりいろんな情報をしっかりと収集していただいた上で指導に生かしてくださいとお願いしているものになります。

少し急ぎ足になりましたが、以上です。後、参考に配付させていただいたスマートフォンアンケート調査結果の概要になります。一番上の項目ををごらんください。所持率につきましては小学生が51%、中学生が80%となっており、フィルタリングの設定等については、わからないという回答が多いので、フィルタリング設定がしっかりされていないのかなと捉えています。また、何をするために使っているのかというところでは、ゲームやラインを主に使用しているということで、こういった使用状況からも学校生活には必要ないんだというところが見えてくるのかなと思っています。それから、使用時間についてですが、かなり長時間、夜遅くまで使用しているというのも見えてまいりました。そういったところもガイドラインの中に盛り込まさせていただいたところになります。

以上になります。

○古川教育長 ただいまの説明に対し、御質問・御意見等はございませんか。

柳澤委員。

○柳澤委員 こういう取扱いを決めることは規律としていいと思います。別の記事で読んだんですが、ことしの5月に世界保健機関でオンラインゲームにのめり込んでしまうということが、国際疾病分類かなんか

に決定したということで、我々でもついつい調べ物で便利なのでネットを見てしまうんですけども、ネットなどに依存している子どもたちというのは生活満足度や学力が低いというような形で世界的にも見られている。僕もついついパソコンを見過ぎたら目が痛くなったり、頭が痛くなったりするのと一緒に、成長過程の子どもたちがそれに依存してしまったら、脳を休める時間というのが少なくなり健康被害をもたらすのではないかと危惧します。そういったことも含めて大人がこういう形で指導してあげるのはいいのかなと思うので、またよろしくお願いいたします。

○古川教育長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

ないようですので、以上で質問・意見等を終了し、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案を承認することに御異議ございませんか。全員異議なしと認めます。

よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これまでの報告議案のほかに御質問・御意見等はございませんか。

よろしいですか。

ないようでしたら、次回11月の泉南市教育委員会令和元年第11回定例会の日程について、お諮りしたいと思います。原則第2火曜日ということでありますので、11月12日になりますが、日程について桐岡教育総務課長から提案をお願いします。

桐岡教育総務課長。

○桐岡教育総務課長 11月につきましては、12月の議会の前ということがありますので、まずは11月18日、月曜日から22日、金曜

日までの間で御都合のよい日時を御提案いただけたらと思っております。場所につきましては後日お伝えさせていただければと思っております。

(日程協議)

○古川教育長 それでは、次回の教育委員会定例会の開催日時は11月18日の月曜日13時と予定させていただきます。

以上をもちまして、泉南市教育委員会令和元年第10回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署名 ()

()